

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅（中央3-13-5）

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	10:00～16:00
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

◇6・9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料で相談は一人1回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二
(忠海中町) ☎ 26-0607

県民相談

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階(東広島市西条昭和町13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

地域包括支援センター

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:30 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族 相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅(中央3-13-5)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 たけはらふれあい館

(中央二丁目4-3) 9時～18時

※5/3～5/6は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原 ☎ 22-9102

出張年金相談日

日時 5月8日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

特設登記・人権相談所

日時 5月16日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

「保険料還付金詐欺」に注意！！

県内で、市役所職員または社会保険事務局長職員を名乗る人から、「保険料を払い過ぎていたので、還付金が発生しています。これから振り込むのでATMに行ってください。」という電話がかかり、犯人に指示されるままATMを操作し、預貯金を騙し取られる事件が発生しています。「携帯電話を持ってATMに行ってください。」という電話は詐欺です。一人で判断せずに家族や警察に相談しましょう。

問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係 ☎ 22-2279

竹原警察署 ☎ 22-0110

消費者月間講演会

5月は消費者月間です。今年はアレルギーに関する講演を行います。講演終了後、「消費生活ミニ講座」も開催します。

日時 5月30日(木) 13時30分～15時

場所 勤労青少年ホーム3階

入場料 無料

問い合わせ 商工観光室 ☎ 22-7745

消費生活相談室便り

～「訪問購入」にルールができました～

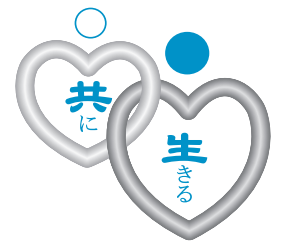
これまで、訪問販売や電話勧誘販売などについては特定商取引法により勧誘行為などの規制が行われてきましたが、「訪問購入」に関しては定めがなく、近年貴金属の強引な買い取りによるトラブルが問題になっていました。そこで、平成25年2月21日から「訪問購入」においてもルールが明確化されました。

規制内容

- ①訪問購入では飛び込みの勧誘はできなくなりました。また、消費者から依頼があっても査定を超える勧誘は禁止されます。
- ②事業者の連絡先や定められた内容を記載した書面交付が必要です。
- ③クーリングオフ期間内は物品の引き渡しを拒否できます。
- ④②の書面受け取り後、8日間は無条件で契約の解除が可能です。

しかし、クーリングオフが適用されない商品があり、一度事業者に引き渡すと取り戻すことが容易でないため、消費者も慎重な行動が求められます。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



職場における セクシュアル・ハラスメント対策

環境型セクハラ

労働者の意に反する性的な言動により、労働者の就業環境が不快なものとなり、能力の発揮に重大な悪影響が生じること

事業主の義務

セクハラは、一度発生すると被害者に加え行為者も退職に至る場合があるなど、個人の問題だけでなく、事業主にも不利益な影響を及ぼします。そのため、未然の防止対策が重要です。

男女雇用機会均等法では、職場におけるセクハラの対象を男女の労働者とし、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や、雇用管理上必要な措置をとることを事業主に義務付けています。

事業主がとるべき措置

次の9項目が厚生労働大臣の指針により定められています。

①セクハラの内容、あつてはならぬ旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

②行為者には、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

③相談窓口をあらかじめ定めること。

④相談窓口担当者が、内容や状況に適切に対応できるようにすること。

⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

⑥事実確認ができた場合は、行為者及び被害者に対する措置を適正に行うこと。

⑦再発防止に向けた措置を講ずること。(事実が確認できなかつた場合も同様)

⑧相談者・行為者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。

⑨相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

相手の立場を理解する

セクハラのは状況は多様であり、被害者本人の感じ方や受け止め方も異なるため判断が難しい場合もあります。しかし、被害者がどう受け止めたかを理解し、相手の立場に立つて個別の状況をくみ取り考えていくことが重要です。

職場で生き生きと働くことができる、セクハラのない職場環境の実現に向けて、一人ひとりが自分の問題として受けとめ考えることが求められています。

職場におけるセクハラは次の2つに大別されます。
対価型セクハラ
労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応(拒否や抵抗)により、職務上の地位を利用し解雇・降格などの不利益を受けること

職場におけるセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)は、職場での間柄や職務上の地位を背景に相手が見えない性的な言葉や言動により、労働者個人の尊厳を傷つけ、プライバシーを侵すなど、人権を侵害する行為です。また、職場環境を悪化させ、労働者が能力を十分に発揮することの妨げにもなる重大な問題でもあります。
セクハラ被害の多くは女性ですが、女性同士、男性同士、女性から男性への被害もあります。

男女共同参画推進講演会を開催します！

日時 6月30日(日) 13時30分～15時

場所 市民館ホール ※入場は無料です。

講師 人材活性プロデューサー/元吉本興業プロデューサー おおたに ゆりこ 大谷 由里子 さん

演題 大谷流『ココロ』の元気のつくり方
～「感じて・興味を持って・動く」人づくり！～

プロフィール 大学卒業後、吉本興業(株)に入社。故横山やすしさんのマネージャーを務め、宮川大助・花子さんなどを売り出し注目を集める。結婚、出産後に女性企業家として会社を設立。「笑い」を用いたユニークな「人材育成法」が話題となっている。

問い合わせ 人権推進室 ☎22-7736



ご注文ください!

出前講座

市職員が
「いつでも」「どこでも」
出向いてお話しします。



企画政策課 ☎ 22-0942

間以内とします。

◆会場の準備など

この講座は、市民のみなさんのもとへ市職員を派遣するものですので、会場の手配や受講者への周知などは、申込者（主催者）でお願いします。会場は、公民館や集会所など、市内であればどこでも構いません。

◆受講料 無料

◆申し込み

下記の「出前講座メニュー」からテーマを選び、開催希望日の2週間前までに、所定の申込書で企画政策課へ申し込んでください。なお、開催日時については、業務の都合上、変更をお願いする場合があります。

◆申込書備付場所

市役所ロビー、支所、出張所、福祉会館、図書館、公民館など

◆その他

政治、宗教または営利を目的とした集会等への派遣は行いません。また、出前講座は学習の場であり、苦情を受け付ける場ではないことをご理解ください。

◆利用できる人

市内に在住または通勤・通学している人で、おおむね10人以上の団体・グループであれば、誰でも申し込むことができます（会合等でも申込可）。

◆開催日と時間

開催日は土・日曜、祝日・平日を問いません。時間は9時から21時までの間で、2時

◆出前講座とは?

竹原市が行っている仕事の中で、市民のみなさんにとつて身近な問題から専門的なことまで、聞いてみたい内容をメニューの中から選んでいただき、市職員が直接出向いてお話しするものです。

出前講座メニュー

分類	No	テーマ	分類	No	テーマ
まちづくり	1	竹原市のIT施策について	環境	34	ごみの出し方・分別について
	2	わたしたちのまちづくり計画（総合計画）について		35	行動に移そう省エネルギー対策
	3	竹原市の公共交通～誰もが使いやすい公共交通づくり～		36	竹原市環境基本計画について
	4	我がまち「たけはら」～竹原市の概況～		37	ごみの減量化対策について
	5	竹原市の魅力発信		38	家庭でできる環境保全
	6	協働のまちづくりって、な～に?		39	ご利用ください中小企業融資
	7	幹線道路網の整備について		40	竹原市の農林水産業
	8	魅力ある都市づくり		41	勤労青少年ホームに行ってみよう
	9	市営住宅について		42	個性ある資源を活かした魅力的な観光地づくり
	10	新開土地画整理事業について		43	農地の貸借・売買・転用について
	11	くらしと下水道		44	住民税って、な～に?
行政・財政	12	開かれた市政への「情報公開制度」	生活・一般	45	固定資産税のしくみ
	13	職員の給与の概要		46	市税等の納付方法について
	14	統計からみた竹原市		47	市民健康課の窓口業務
	15	竹原市の行財政運営		48	住基ネットって何だろう?
	16	竹原市の広報広聴活動		49	だまされないで 悪質商法
	17	竹原市の財政状況		50	簡単にできる水漏れ調査
議会・選挙	18	市民と議会	防災・安全	51	防災知識講座
	19	選挙の豆知識		52	災害時要援護者避難支援について
福祉・健康	20	知っておきたい国民健康保険	教育・文化	53	男女共同参画について
	21	あなたのための国民年金		54	みんなの人権を守るために「思い込み」から「思いやり」へ
	22	後期高齢者医療制度について		55	インターネットと人権
	23	特定健診・特定保健指導について		56	ドメスティック・バイオレンス (DV) ～配偶者・パートナーからの暴力
	24	竹原市の子育て支援		57	デートDVについて
	25	障害者福祉サービス		58	美術館の楽しみ方について
	26	高齢者福祉サービス		59	文化財は先人の足跡
	27	あんしんつくる介護保険		60	基礎学力の定着に向けて
	28	竹原市地域福祉計画について		61	豊かな心を育てる道徳教育について
	29	生活習慣病予防講座		62	生涯学習のあれこれ
	30	子育て講座		63	図書館のあれこれ
	31	介護予防講座			
	32	予防接種について			
	33	食育について			



新しいメニュー (No. 33、53、56～58) も加わりました!